

新 (R70120 改定版)	現 行
<p style="text-align: center;">「週休2日等工事試行要領 第IV編～第VI編（建築関係工事編）」の運用</p> <p>1 用語の定義等（試行要領2関係）</p> <p>(1) 対象期間</p> <p>工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。</p> <p>ア 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間</p> <p>イ 工場製作のみを実施している期間</p> <p>ウ 工事全体を一時中止している期間</p> <p>エ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間</p> <p>オ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）</p> <p>カ <u>受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間</u></p> <p>キ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間</p> <p>※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間</p> <p>例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間</p> <p>他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間</p> <p>一時・一部中止期間 等</p> <p>(2) 現場閉所（現場休息）率（IV編、VI編）</p> <p>現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。</p> <p>現場閉所（現場休息）率</p> <p>=現場閉所（現場休息）日数</p> <p>÷（工事着手日から工事完成日までの日数－(1)ア～<u>キ</u>の期間）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>5 対象工事である旨等の明示（試行要領6関係）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) (1) の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。</p>	<p style="text-align: center;">「週休2日等工事試行要領 第IV編～第VI編（建築関係工事編）」の運用</p> <p>1 用語の定義等（試行要領2関係）</p> <p>(1) 対象期間</p> <p>工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。</p> <p>ア 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間</p> <p>イ 工場製作のみを実施している期間</p> <p>ウ 工事全体を一時中止している期間</p> <p>エ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間</p> <p>オ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）</p> <p><u>カ</u> 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間</p> <p>※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間</p> <p>例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間</p> <p>他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間</p> <p>一時・一部中止期間 等</p> <p>(2) 現場閉所（現場休息）率（IV編、VI編）</p> <p>現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。</p> <p>現場閉所（現場休息）率</p> <p>=現場閉所（現場休息）日数</p> <p>÷（工事着手日から工事完成日までの日数－(1)ア～<u>カ</u>の期間）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>5 対象工事である旨等の明示（試行要領6関係）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) (1) の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。</p>

新 (R70120 改定版)	現 行
<p>&lt;入札公告への記載例&gt;</p> <p>○その他                      本工事は、以下の工事である。(該当工事に○を付ける。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「週休2日促進工事」 <u>(・月単位 ・通期 )</u></li> <li>・ 「週休2日(交替制)促進工事」 <u>(・月単位 ・通期 )</u></li> <li>・ 「完全週休2日促進工事」</li> </ul> <p>本工事は、「週休2日等工事試行要領                      (技術管理課HP：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/参照)」                      を適用する工事である。                      本工事の発注方式は発注者指定型である。</p>	<p>&lt;入札公告への記載例&gt;</p> <p>○その他                      本工事は、以下の工事である。(該当工事に○を付ける。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「週休2日促進工事」 _____</li> <li>・ 「週休2日(交替制)促進工事」 _____</li> <li>・ 「完全週休2日促進工事」</li> </ul> <p>本工事は、「週休2日等工事試行要領                      (技術管理課HP：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/参照)」                      を適用する工事である。                      本工事の発注方式は発注者指定型である。  <u>※当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。</u></p>
<p>&lt;特記仕様書の記載例&gt;</p> <p>「福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休2日促進工事 の特記事項欄に                      「※本工事の発注方式は発注者指定型である。」の下に                      「・週休2日促進工事 <u>(・月単位 ・通期 )</u> ・週休2日(交替制)促進工事 <u>(・月単位 ・通期 )</u> ・完全週休2日促進工事 _____」                      と明記。</p>	<p>&lt;特記仕様書の記載例&gt;</p> <p>「福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休2日促進工事 の特記事項欄に                      「※本工事の発注方式は発注者指定型である。」の下に                      「・週休2日促進工事 _____ ・週休2日(交替制)促進工事 _____                      ・完全週休2日促進工事 <u>当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。</u>」                      と明記。</p>
<p>(3) (省略)</p> <p>6～9 (省略)</p>	<p>(3) (省略)</p> <p>6～9 (省略)</p>

新 (R70120 改定版)					現 行				
表1 建築工事 複合単価の補正率					表1 建築工事 複合単価の補正率				
工 種	摘要	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上	完全週休2日	工 種	摘要	4週8休以上		
全ての工種		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	全ての工種		<u>1.05</u>		
※この表による補正は労務費に対して行う。 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。 ※ <u>月単位（通期も同様）は、週休2日促進工事及び週休2日交替制促進工事とする。</u>					※この表による補正は労務費に対して行う。 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。				
表2 電気工事 複合単価の補正率					表2 電気工事 複合単価の補正率				
工 種	摘要	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上	完全週休2日	工 種	摘要	4週8休以上		
全ての工種		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	全ての工種		<u>1.05</u>		
※この表による補正は労務費に対して行う。 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。 ※ <u>月単位（通期も同様）は、週休2日促進工事及び週休2日交替制促進工事とする。</u>					※この表による補正は労務費に対して行う。 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。				
表3 機械工事 複合単価の補正率					表3 機械工事 複合単価の補正率				
工 種	摘要	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上	完全週休2日	工 種	摘要	4週8休以上		
全ての工種		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	全ての工種		<u>1.05</u>		
※この表による補正は労務費に対して行う。 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。 ※ <u>月単位（通期も同様）は、週休2日促進工事及び週休2日交替制促進工事とする。</u>					※この表による補正は労務費に対して行う。 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。				
表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率					表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率				
工 種	摘要	月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上		工 種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率			新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	仮設工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
土工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	土工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
地業工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	地業工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
鉄筋工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	鉄筋工事		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>
コンクリート工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	コンクリート工事		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>
型枠工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	型枠工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
鉄骨工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	鉄骨工事		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>

「週休2日等工事試行試行要領 第IV編～第VI編（建築工事編）」の運用 新旧対照表

新 (R70120 改定版)						現 行			
既製コンクリート		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	既製コンクリート		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
防水工事	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.09</u>	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>	防水工事	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.09</u>
防水工事（シーリング）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.16</u>	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>	防水工事（シーリング）	市場単価	<u>1.04</u>	<u>1.17</u>
防水工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	防水工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
石工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	石工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
タイル工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	タイル工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
木工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	木工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
屋根及びとい		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	屋根及びとい		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
金属工事	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.10</u>	<u>1.01</u>	<u>1.09</u>	金属工事	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.11</u>
金属工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	金属工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	<u>1.04</u>	<u>1.04</u>
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.16</u>	左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	<u>1.04</u>	<u>1.18</u>
左官工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	左官工事	物価資料	<u>1.04</u>	<u>1.04</u>
建具（ガラス）	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.11</u>	<u>1.01</u>	<u>1.10</u>	建具（ガラス）	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.12</u>
建具（シーリング）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.18</u>	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>	建具（シーリング）	市場単価	<u>1.04</u>	<u>1.19</u>
建具	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	建具	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
塗装工事	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>	塗装工事	市場単価	<u>1.04</u>	<u>1.18</u>
塗装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	塗装工事	物価資料	<u>1.04</u>	<u>1.04</u>
内外装工事	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.14</u>	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>	内外装工事	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.15</u>

「週休2日等工事試行試行要領 第IV編～第VI編（建築工事編）」の運用 新旧対照表

新 (R70120 改定版)						現 行			
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.09</u>	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>	内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.10</u>
内外装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	内外装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
ユニットその他		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	ユニットその他		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
排水工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	排水工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
舗装工事		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	舗装工事		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
植栽及び屋上緑化		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	植栽及び屋上緑化		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
撤去	各工種による					撤去	各工種による		
取り壊し		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	取り壊し		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。  
 物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。  
 上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

※月単位（通期も同様）は、週休2日促進工事及び週休2日交替制促進工事とする。（電気工事、機械工事共通）

※完全週休2日の場合は、月単位の補正率を適用する。（電気工事、機械工事共通）

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。  
 物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。  
 上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

新 (R70120 改定版)						現 行			
表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率						表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率			
工 種	摘 要	月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上		工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率			新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ホックス	<u>1.03</u>	<u>1.21</u>	<u>1.01</u>	<u>1.19</u>	配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ホックス	<u>1.04</u>	<u>1.22</u>
	ケーブルラック	<u>1.02</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>		ケーブルラック	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>
	位置ホックス及び 位置ホックス用ホディング	<u>1.03</u>	<u>1.20</u>	<u>1.01</u>	<u>1.18</u>		位置ホックス及び 位置ホックス用ホディング	<u>1.03</u>	<u>1.21</u>
	プルホックス	<u>1.02</u>	<u>1.15</u>	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>		プルホックス	<u>1.02</u>	<u>1.15</u>
	プルホックス用接地端子	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>		プルホックス用接地端子	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>		防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	<u>1.03</u>	<u>1.16</u>
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	<u>1.01</u>	<u>1.06</u>	<u>1.01</u>	<u>1.05</u>		防火区画貫通処理 金属管・丸型用	<u>1.01</u>	<u>1.06</u>
	（電動機その他接続材工 事） 金属製可とう電線管	<u>1.02</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>		（電動機その他接続材工 事） 金属製可とう電線管	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	<u>1.03</u>	<u>1.19</u>	<u>1.01</u>	<u>1.17</u>	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	<u>1.03</u>	<u>1.20</u>
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>

新 (R70120 改定版)						現 行			
表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率						表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率			
工 種	摘 要	月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上		工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率			新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15	保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパ-類	1.03	1.17	1.01	1.15	ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパ-類	1.03	1.18
ダクト附属品	既製品ホ-ック、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22	ダクト附属品	既製品ホ-ック、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22	衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.25
<p>附 則 この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する</p> <p><u>附 則</u> <u>この運用は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する</u></p>						<p>附 則 この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>			